

京都市告示第247号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの開所時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和4年7月14日

京都市長 門川大作

期間 令和4年7月15日（金）から令和4年7月16日（土）まで

（変更前） 午前10時から午後10時まで

（変更後） 午前10時から午後5時まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）